

「動画を活用した教職の魅力発信業務公募型プロポーザル方式」 公告
企画提案実施要領

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、内容を審査のうえ、最良の提案をしたものを随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

令和4年7月15日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 事業の概要

(1) 事業名

動画を活用した教職の魅力発信業務

(2) 事業の目的

本業務は、ソーシャルネットワーキングサービス「TikTok」が持つ若年層（10代～20代前半）への拡散性に着目し、本県で教職として働くことの魅力短尺の動画（ショートムービー）を用いて、進路選択の時期にある高校生・大学生に向けて発信することで、本県における教員志願者数の増加を目的とする。

(3) 事業内容

別添「動画を活用した教職の魅力発信業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

(5) 費用の上限額

金 4,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) スケジュール

プロポーザル公告	令和4年7月15日（金）
質問票受付期限	令和4年7月22日（金）
参加資格確認申請書提出期限	令和4年7月22日（金）
参加資格審査結果通知	令和4年7月25日（月）以降
企画提案書提出期限	令和4年8月12日（金）
選定委員会実施日	令和4年8月17日（水）
審査結果通知、受託候補者特定	令和4年8月18日（木）以降

2 企画提案実施要領等の交付

「山梨県知事政策局地域ブランド推進グループ」ホームページからダウンロードすること。

URL <https://www.pref.yamanashi.jp/chosa/r4tp.html>

3 企画提案の参加資格

本企画提案に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (2) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成26年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成26年2月3日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 国または地方公共団体において、本件業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。
- (6) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

4 企画提案参加資格確認申請書の提出

本企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書に添付する書類

申請書に次のものを添付すること。

- ① 誓約書(様式第2号)
- ② 役員名簿(様式第3号)
- ③ 会社概要等整理表(様式第4号)
会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。
- ④ 税完納証明書(企画提案応募者は、次の書類を各1部提出すること。)
国税の納税証明書(納税証明書「その3の3」)
都道府県税の納税証明書(都道府県税に未納がない旨の証明書)

(2) 提出期限

令和4年7月22日(金)午後5時(必着)

山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(3) 提出場所

山梨県知事政策局地域ブランド推進グループ

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 本館3階

(4) 提出方法

持参または郵送・宅配により提出することとし、4(2)の期限までに必着のこと。

持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを本要項の末尾に記載の問合せ先へ電話で確認すること。

(5) 結果通知

参加資格審査結果は、令和4年7月25日(月)以降にすべての申請者に対し郵送にて通知する。

(6) 非選定理由に関する事項

企画提案書の作成・提出の要件を満たす者として選定されなかった者は、4(5)の通知を受け

た日の翌日から起算して7日(県の休日を除く)以内に、書面(様式自由)により理由について説明を求めることができる。

5 質問の受付

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票(様式第5号)に記載の上、電子メールにて送信すること。その際、件名を「動画を活用した教職の魅力発信業務に関する質問(貴社名)」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

(1) 質問の送付先

山梨県知事政策局地域ブランド推進グループ brand@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 受付期間

令和4年7月15日(金)から7月22日(金)午後5時まで(必着)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、県が参加資格を有すると確認した者すべてに対し、原則電子メールで行うが、場合によっては閲覧により行う。閲覧による場合は、改めて閲覧期間・閲覧場所について参加申込者すべてに通知する。

(4) 留意事項

- ・ 質問の内容は簡潔で分かりやすく記載すること。
- ・ 質問の内容についての確認をメール等にて行うことがあるので、その場合は速やかにメールにて返信すること。

6 企画提案書・見積書の提出

(1) 企画提案書

企画提案書は1参加者につき1件のみとし、仕様書に基づき、下記項目の内容について企画提案書(様式第6号)に記載すること。参照資料がある場合には、様式にその旨を記載し添付する。

① 業務実績

- ・業務経歴書(様式第7号)にしたがい、過去5年間の国・地方公共団体を相手方とする全ての動画作成業務実績について、総件数と主な業務の内容を記載すること。

② 配信動画企画・撮影・編集

- ・配信動画の企画内容について具体的に記載すること。
- ・動画素材の撮影、撮影データの編集における効率的な取り組みや工夫について記載すること。

③ ソーシャルネットワーキングサービスにおける広告

- ・制作した動画がより多くの人に届くよう、TikTok 上での広告の実施方針・手法について記載すること。
- ・他 SNS との連携等、作成動画への誘導の取り組みの提案があれば記載すること。

④ コスト

- ・本プロポーザルにおける提案の見積価格(税込)をサービス内容ごとに記載すること。内訳も併記すること(見積書として提出)。
- ・年額や月額、長期割引などの価格設定がある場合は提案すること。

⑤ その他の追加提案

- ・その他、上記以外で貴社が提案したい追加提案があれば記載すること。

(2) 見積書(様式は任意)

金額(消費税及び地方消費税を含む)及び積算内訳(項目ごとの金額)を記載すること。

※ 積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。

※ 見積額は、1(7)の費用の上限額の範囲内とすること。

(3) 提出部数及び提出方法

書面により、6(1)(2)を**正本1部、副本4部**提出するとともに、CD-ROM等に格納し電子媒体として提出すること。

提出は、持参または郵便・宅配により行い、6(4)の提出期限までに必着のこと。

持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを本要項の末尾に記載の問合せ先へ電話で確認すること。

(4) 提出期限

令和4年8月12日(金)午後5時(必着)

持参の場合は、県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(5) 提出場所

山梨県知事政策局地域ブランド推進グループ

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 本館3階

(6) 企画提案の審査基準

評価項目	配点
① 業務実績	20
② 配信動画企画・撮影・編集	40
③ 広告の運用	20
④ コスト	10
⑤ その他の追加提案	10
合計	100

(7) 企画提案書の提出辞退

参加資格確認申請書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「辞退届出書(様式第8号)」を企画提案書の提出期限までに、6(5)の提出場所へ提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

7 審査及び結果通知

(1) 審査

- ① 企画提案書の審査は、動画を活用した教職の魅力発信業務に係る企画提案審査会(以下、「審査会」という。)が行う。
- ② 審査は、企画提案書、見積書に基づき書面審査を行い、6(6)の評価基準に基づき採点し、最も交渉順位の高い提案者(最優秀提案者)及び次点提案者を決定する(最優秀提案者:全体の採点結果の合計点が最高点の者)。
- ③ 得点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

(2) 審査結果

- ① 審査の結果は全ての参加企画を確認した提案者に対して文書にて通知する。
- ② その他
 - ・ 総得点が高い場合でも仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は優秀提案者又は最優秀提案者としなないことがある。
 - ・ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(3) 非特定理由に関する事項

審査で最優秀提案者とされなかった者は、7(2)①の通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く)以内に、書面(様式自由)により理由について説明を求めることができる。

8 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合の企画提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、または参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (5) 企画提案審査会の委員または担当部局職員に対して、直接または間接的に本公募に関し援助を求めたとき。
- (6) 本要項に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
 - ・ 本要項に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
 - ・ 企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (7) 2件以上の企画提案をしたとき。

9 契約

審査の結果、最優秀提案者を優先交渉権者として交渉を行い、随意契約により契約を締結する。

ただし、優先交渉権者と協議が整わず契約の見込みがないとき、または、優先交渉権者が契約締結までの間に「3 企画提案参加資格」を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

10 契約書案

別添契約書(案)のとおり

11 その他

- (1) 必要に応じて参加申込みに関する照会を行う場合がある。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 提出された企画提案書類等は返却しない。
- (4) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (6) 企画提案書類等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合がある。
- (7) 参加表明及び企画提案に関する説明会は行わない。
- (8) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (9) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。

13 問合せ・連絡先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館3階

山梨県知事政策局地域ブランド推進グループ

電話番号(直通) 055-223-1584

メールアドレス brand@pref.yamanashi.lg.jp